

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年6月19日 青森地方法務局五所川原支局 登記官 下山繁子  
記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
1 第4201-2023-0002号	五所川原市金木町川倉宇田野155番166
2 第4201-2023-0004号	五所川原市金木町川倉七夕野84番485
3 第4201-2023-0005号	五所川原市金木町川倉七夕野84番488